



平成27年10月以後に1年以上一般組合員期間がある方へ

※短期組合員は共済組合の
長期給付(年金)の対象外です。

退職年金(年金払い退職給付)について

皆さんの給与から毎月控除されている年金の保険料。この中には、厚生年金保険料とは別に積み立てている「**年金払い退職給付**」の原資となる掛金があります。「年金払い退職給付」は、平成27年10月の被用者年金制度一元化に伴い、それまで公務員年金の上乗せ部分であった「**職域年金相当部分**」(*)にかわって、**民間の企業年金に相当する部分として創設された新しい年金**です。

年金払い退職給付のうち、多くの皆さんが退職後に受給する退職年金は以下のとおりです。

※「職域年金相当部分」は、平成27年9月以前の加入期間に応じて「退職共済年金(経過的職域加算額)」として支給されます。

1 退職年金の位置付け

公務員の年金は3階建てです。

年金払い退職給付は、3階部分になります。

3階	年金払い退職給付		
	退職年金	公務障害年金	公務遺族年金
2階	厚生年金		
1階	国民年金(基礎年金)		

年金払い退職給付は「**積立方式**」の年金なので、実際に支払った掛金や期間に応じた利子等をもとに、支給される年金額が決まります。



2 退職年金の受給要件

- 平成27年10月以後の1年以上引き続き一般組合員期間があること(平成27年10月をまたいで1年以上引き続き期間も含まれます。)
- 65歳以上であること
- 退職していること(一般組合員でないこと)

「③退職していること」が要件になるのが厚生年金との違いです。



3 退職年金の受給方法

退職年金の半分は「終身年金」、半分は「有期年金」として支給されます。

有期年金の支給期間は20年、10年または一時金を選択できます。

退職年金の受給方法のイメージ

請求書は65歳になる約1か月前(在職中の方は退職後)に届きます!

ア

有期年金(20年)
終身年金

イ

有期年金(10年)
終身年金

ウ

一時金
終身年金

(注) 給付事由の発生から6か月経過後に請求した場合、支給期間の選択はできず、20年となります。

4 支給額

毎年7月下旬に前年度末時点の「給付算定基礎額残高通知書」をお送りしていますので、支給額の目安としてください(ねんきん定期便には掲載されておりません。)

Q「給付算定基礎額残高通知書」のどこを見ればいいの?

A「⑨給付算定基礎額等合計」を見ていただければ、将来受取る額としてどれだけ積み立てているの分かります。

給付算定基礎額残高通知書

⑨給付算定基礎額等合計 881128

「⑨給付算定基礎額残高合計」が前年度末における積立額と利息等の合計額です。

参考 給料等支給明細を見てみましょう!

年金の保険料(掛金)は、ご自身の標準報酬月額および標準期末手当によって決定され、給与から控除されます。年金払い退職給付の給付算定基礎額残高は、標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率(1.5%)を乗じた額(労使折半)が、利息とともに積み立てられています。

例) 東京都教職員給与システム(学校電算)の給与明細

「長期」とは年金のことです

厚生年金の保険料

年金払い退職給付の掛金

厚生年金の保険料には、国民年金(基礎年金)の分も含まれています。

問合せ先

給付貸付課年金担当

03-5320-6828